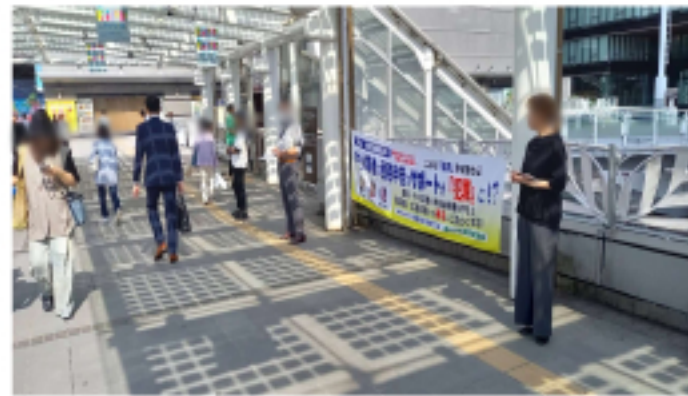


倉敷民商弾圧事件 支援を広げ裁判勝利を

北九州ブロック民商は10月16日、小倉駅前にて倉敷民商のねや町子さんの無罪を求めて署名宣伝行動を行いました。宣伝行動には北九州ブロック全民商と県連から13人が参加し、道行く人に事件を知らせるチラシと、ハンドマイクで事件への支援を呼びかけました。



小倉駅前で横断幕を広げ宣伝する様子

お知らせ
 ≪無料法律相談≫
 11月13日(水) 18:30~
 ※事前に予約必要
 ≪記帳相談会≫
 11月18日(月) 13:30~
 19日(火) 13:30~
 民商事務所 ☎ 641-2417

8日も勾留されました。一審判決は有罪だったものの、広島高裁岡山支部が18年1月、一審が根拠とした「査察官報告書」を違法なものとして認定して岡山地裁への差し戻しを決定。ところが、その後の5年7カ月間、検察官がまたもな立証計画を立てられずに裁判が始められない異常事態が続いていました。

一方、検察側は昨年11月、突如、「福屋さんが関与した」とする1建設の「脱税」の根拠となる所得金額を850万円減額する「訴因変更」を主張。いかにデタラメな裁判であるかを自ら認めるものです。



倉敷民商のねや町子さんの無罪を求めて署名宣伝行動を行った参加者たち

倉敷民商弾圧事件と福屋裁判は、今年3月に税理士法の一部「改正」で創設された「税務相談停止命令制度」による国民の自主申告権の制限、民商など中小業者団体の活動を弾圧・制限する狙いと呼応する中身を持っています。

必ず裁判で勝利し民商の自主計算・自主申告運動への干渉をやめさせ、納税者権利向上の運動を進めましょう。

今週の花



玄関先に咲くサンプリテニアは別名ジャメスプリタニアとも呼ばれ、花言葉は「純愛」です。鮮やかな花色と真夏に強く咲くことが特徴で、花壇や鉢植え、ハンギングなど幅広く楽しむことができます。

葉には「小さな強さ」「秘められた情熱」などもあります。サンプリテニアはゴマノハグサ科ジャメスプリテニア属の植物で、南アフリカ原産です。鮮やかな花色と真夏に強く咲くことが特徴で、花壇や鉢植え、ハンギングなど幅広く楽しむことができます。

10月	行事・会議など日程	支部・専門部など
28月 29火 30水 31木	法人集団申告 11:00~ 月末集金	財政新聞部会 19:00~
11月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1金 2土 3日 4月 5火 6水 7木 8金 9土 10日 11月 12火 13水 14木 15金 16土 17日 18月 19火 20水 21木 22金 23土 24日	福岡県母親大会 春日クローバープラザ 常任理事会 19:00~ 東部支部役員会/折尾支部役員会 19:00~ 中黒崎支部役員会/陣原支部役員会/三ヶ森支部役員会 無料法律相談 18:30~ 共済会健康診断 15日集金 県婦協第50回総会 ウェル戸畑/全青協総会 記帳相談会 13:30~ 対市交渉 小倉民商 14:00~	婦人部役員会 13:30~ 共済会健康診断 15日集金 婦人&共済デー 13:30~ 県青協定期総会

2025年4月等施行 雇用保険法等改正法について

今回の改正において、重要な事が多々ありますので、一部を列挙します。ご確認いただき、対応の準備をよろしくお願ひします。

①雇用保険の加入者適用拡大 (2028年10月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

1週間の所定労働時間が「20時間以上」で、同一の事業主に継続して31日以上雇用される見込みがあること

＜ 2028年10月1日から ＞

1週間の所定労働時間が「10時間以上」で、同一の事業主に継続して31日以上雇用される見込みがあること

これまで短時間で勤務していたかなりの方が対象になってきます。施行は4年後ですが、雇用保険料の支払いが増えることが予想されますので、会社の方で対象者の確認や周知をよろしくお願ひします。

②自己都合退職者の給付制限期間の短縮等 (2025年4月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

自己都合退職により退職した者が失業給付(基本手当)を受給する場合、待機期間(7日間)満了の翌日から原則**2カ月**間の給付制限期間が設けられている。

※ハローワークの受講指示を受けて公共職業訓練等を受講した場合には、当該給付制限が解除されます。

＜ 2025年4月1日から ＞

- ・給付制限期間が1カ月に短縮
- ・給付制限を解除する事由として、現状

のものに加えて、「退職前又は、退職後に教育訓練を受講した場合」でも給付制限が行われなくなります。

待機期間の短縮や、教育訓練の推進(教育訓練給付金の給付率引上げ)もあり、労働者の加入喪失が多くなることが予想されますので、定期的な名簿の確認をよろしくお願ひします。

③教育訓練休暇給付金の創設 (2025年10月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

労働者が教育訓練に専念するために、自発的に休職などして仕事から離れる場合、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがありません。

＜ 2025年10月1日から ＞

労働者の主体的な能力開発(リ・スキリング)をより一層支援する観点から、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるように、**被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、基本手当(失業保険)に相当する額の給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金**が支給されることとなります。

対象者：雇用保険被保険者

- 支給要件：(1)教育訓練のための休暇(無給)を取得する事
(2)被保険者期間が5年以上あること

給付内容：離職した場合に支給される基本手当の額と同じ

いほこそ平和かいちばん!

第65回 福岡県母親大会

日 時：11月4日(月曜日・祝日)

10:00~15:30

(10時~12時 分科会、13時~全体会)

全体会：春日クローバープラザ

記念講演・講師：鈴木宜弘さん

(東京大学農学部教授)

演 題：「世界で最初に飢えるのは日本？」

私たちの食と農を守るために
できること」

分科会：10:00~12:00

第1分科会

親子で遊ぼう

第2分科会

不登校の子によりそって

第3分科会

これからの介護はどうなる

第4分科会

認知症とは?かかわり方は

第5分科会

地震大国の日本、

原発と共存できるのか

第6分科会

性の多様性とジェンダーを考える

第7分科会

大軍拡NO! 9条を持つ国が戦闘機を売るの?

第8分科会

うたごえは生きる力

第9特別分科会

映画上映「放射能を浴びたX年後Ⅲ」
サイレント・フォールアウト

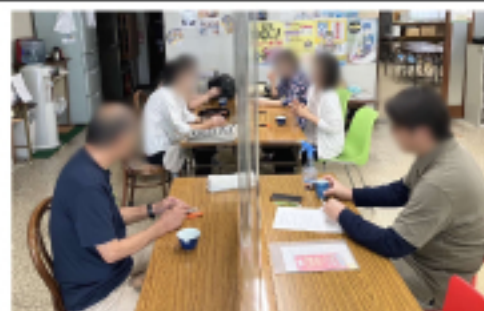
※お弁当の用意は各自でお願ひします。
※資料代、バス代、お弁当補助(500円)は婦人部で負担します。
※バスは民商事務所前から出ます。
8:10出発なので早めにお越しく下さい。
※参加される方は事前に民商までご連絡下さい。

助け合いの輪を 広げよう

八幡西民商共済会と婦人部は、10月21日に役員・事務局6人で共済・婦人デーを行いました。共済会、婦人部共同拡大期間ということで、2組に分かれて主に配偶者未加入の会員を7軒訪問。残念なことにみなさん留守で対話を行うことは出来ませんでした。ポストに共済会の案内を入れておいて、後日確認の電話をしようとして役員と話し合いました。

今月の拡大については、この拡大期間が始まると同時に配偶者未加入の会員へ

送付した手紙を見て、加入を検討していた方が、先日加入した



共済・婦人デーの様子

いと話があり加入になりました。

共済会は全国の民商の助け合い制度です。一人でも多くの方に賛同いただき、助け合いの輪を広げていけたらと思います。皆様ご協力よろしくお願ひします。

共済会担当 中園